

(別紙 1)

ア 農用地区域からの除外

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置			現況 地目	用途 区分	面積 (㎡)	基盤 整備	変 更 後 の 土 地 利 用 計 画 (㎡)					変更後の 農地区区分	根拠条項		理 由
		(町名 大字)	(字)	(地番)					公共施設 用地	山林 原野	工場 用地	住宅地	その他		農振法	農地法 (基盤整備地等 の場合)	
5	E	上下町小塚	字堂本	817-5	雑種地	畑	30.00						30.00	2	法第13条第2項 該当	—	駐車場（ガレージ）とするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。
6	E	上下町小塚	字堂本	817-6	雑種地	畑	2.26						2.26	2	法第13条第2項 該当	—	駐車場（ガレージ）とするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。
7	E	上下町小塚	字堂本	816-12	雑種地	畑	72.00						72.00	2	法第13条第2項 該当	—	駐車場（ガレージ）とするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。
8	E	上下町小塚	字堂本	817-4	雑種地	畑	16.00						16.00	2	法第13条第2項 該当	—	駐車場（ガレージ）とするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。
9	E	上下町国留	字藤丸	993-8	畑	田	68.00	○					68.00	1	法第13条第2項 該当	施行規則第33条第4 号（集落接続）	墓地とするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する。
10	A	阿字町	字葛間沖	1673-1	田	田	252.00						252.00	2	法第13条第2項 該当	—	建設資材置き場及び作業ヤードとするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。
11	A	阿字町	字葛間沖	1674	田	田	152.00						152.00	2	法第13条第2項 該当	—	建設資材置き場及び作業ヤードとするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。
12	A	阿字町	字葛間沖	1676-1	田	田	246.00						246.00	2	法第13条第2項 該当	—	建設資材置き場及び作業ヤードとするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。
13	A	阿字町	字葛間沖	1677-1	田	田	446.00						446.00	2	法第13条第2項 該当	—	建設資材置き場及び作業ヤードとするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。

(別紙 1)

ア 農用地区域からの除外

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置			現況 地目	用途 区分	面積 (㎡)	基盤 整備	変 更 後 の 土 地 利 用 計 画 (㎡)					変更後の 農地区分	根拠条項		理 由
		(町名 大字)	(字)	(地番)					公共施設 用地	山林 原野	工場 用地	住宅地	その他		農振法	農地法 (基盤整備地等 の場合)	
14	A	阿字町	字葛間沖	1691-2	田	田	26.00						26.00	2	法第13条第 2 項 該当	—	建設資材置き場及び作業ヤードとするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。
15	A	阿字町	字葛間沖	1691-3	田	田	465.00						465.00	2	法第13条第 2 項 該当	—	建設資材置き場及び作業ヤードとするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。
16	A	阿字町	字葛間沖	1691-9	田	田	115.00						115.00	2	法第13条第 2 項 該当	—	建設資材置き場及び作業ヤードとするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。
17	A	阿字町	字和田沖	1564	雑種地	田	125.00						125.00	2	法第13条第 2 項 該当	—	建設資材置き場とするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。
18	A	阿字町	字和田沖	1567	雑種地	田	16.00						16.00	2	法第13条第 2 項 該当	—	資材置き場への進入路とするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。
19	A	木野山町	字市場森金	81-5	畑	畑	18.00						18.00	2	法第13条第 2 項 該当	—	墓地とするため除外する。除外目的から代替すべき土地はなく、周辺農地への営農上の支障もなく、土地改良事業は実施されておらず、法第13条第2項を満たす。

変更後の農地区分は次のとおり略記すること。（例：甲種農地＝「甲」、第 1 種農地＝「1」、第 2 種農地＝「2」、第 3 種農地＝「3」、非農地判断済＝「-」）

(別紙 1)

ア 農用地区域からの除外

	用途区分	面積 (㎡)	変更後の土地利用計画 (㎡)					変更後の農地区分			
			公共 施設 用地	山林 原野	工場 用地	住宅地	その他				
								理由別面積			
合 計 (農用地区域からの除外)	農地	(68.00) 2,049.26	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(68.00) 2,049.26	市街化区 域等	(0.00) 0.00	耕作不適 地	(0.00) 0.00
		田	(68.00) 1,911.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(68.00) 1,911.00	工場用地	(0.00) 0.00	資材置場	(0.00) 1,827.00
		畑	(0.00) 138.26	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 138.26	公共施設 用地	(0.00) 0.00	駐車場	(0.00) 118.00
		樹園地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	一般住宅	(0.00) 0.00	その他	(68.00) 104.26
	採草放牧地		(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	農家住宅	(0.00) 0.00	計	(68.00) 2,049.26
	混牧林地		(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	根拠条項別面積			
			(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第6条 第3項該 当	(0.00) 0.00	法第10条 第4項該 当	(0.00) 0.00
	農業用施設用地		(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条 第3項非 該当	(0.00) 0.00	法第13条 第2項該 当	(68.00) 2,049.26
	計		(68.00) 2,049.26	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(68.00) 2,049.26			計	(68.00) 2,049.26

注) 基盤整備済の農地等については、「合計」及び「理由別面積」欄に内数で () 書きすること。

イ 土地改良事業等との調整状況（法第13条第2項第5号関係）

[illegible]

(別紙 2)
農用地区域への編入

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置 (町名 大字) (字) (地番)	基盤 整備	現況用途	面積 (㎡)	編入後の用途区分 (㎡)							根拠 条項	理 由
						農地				採草 放牧地	混牧林地	農業用 施設用地		
							田	畑	樹園地					
①	C	諸毛町 字渡瀬 4834	○	田	896	896.00	896.00						法第10条第3項第5号 (中山間地域等直接支払制度等)	中山間地域等直接支払制度の協定農用地へ入れるため編入する。「法第10条第3項第5号該当」
②	C	諸毛町 字二反田 4386		田	647	647.00	647.00						法第10条第3項第5号 (中山間地域等直接支払制度等)	中山間地域等直接支払制度の協定農用地へ入れるため編入する。「法第10条第3項第5号該当」
③	C	諸毛町 字二反田 4387-1		畑	1,085	1,085.00		1,085.00					法第10条第3項第5号 (中山間地域等直接支払制度等)	中山間地域等直接支払制度の協定農用地へ入れるため編入する。「法第10条第3項第5号該当」
						0.00								
						0.00								
						0.00								
						0.00								
						0.00								

注) 位置番号は、一連番号とし、別紙 1、2 及び 3 で同じ番号を使用すること。

(別紙2)
農用地区域への編入

	現況用途	面積 (㎡)	変更後の土地利用計画（㎡）							理由別面積		
			農地	田	畑	樹園地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地			
合 計 (農用地区域への編入)	農地	(896.00) 2,628.00	(896.00) 2,628.00	(896.00) 1,543.00	(0.00) 1,085.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3項第1号（20ha以上の団地）	(0.00) 0.00	
		田	(896.00) 1,543.00	(896.00) 1,543.00	(896.00) 1,543.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3項第1号（10ha以上の団地）	(0.00) 0.00
		畑	(0.00) 1,085.00	(0.00) 1,085.00	(0.00) 0.00	(0.00) 1,085.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3項第2号（基盤整備事業の対象予定地）	(0.00) 0.00
		樹園地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3項第2号（過去の基盤整備事業の対象地）	(0.00) 0.00
	採草放牧地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3項第3号（前2号の保全利用上必要な施設）	(0.00) 0.00	
	混牧林地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3項第4号（2ha以上又は1号・2号に附帯する農業用施設）	(0.00) 0.00	
	農業用施設用地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3項第5号（中山間地域等直接支払制度等）	(896.00) 2,628.00	
	山林原野等	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3項第5号（上記以外）	(0.00) 0.00	
	計	(896.00) 2,628.00	(896.00) 2,628.00	(896.00) 1,543.00	(0.00) 1,085.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	計	(896.00) 2,628.00	

注) 基盤整備済の農地等については、「合計」及び「理由別面積」欄に内数で()書きすること。